

全会派で提案した政策条例案を全員賛成で可決 「手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」



提出した
条例案

市議会では、市内の障がい者団体などの要請を受け、本定例会において、全会派が提案者となり、9月22日の本会議で本条例制定案を提案しました。

本条例制定案は、本定例会最終日の10月10日の本会議で討論・採決を行い、全員賛成で条例制定案を可決しました。

これまで本市議会として、議会運営や議員に関する条例の制定などについては、数多く提案してきましたが、今回は市民生活に関わる政策的な条例を可決し制定したため、全国の地方議会でも珍しい事例となりました。



本会議での提案説明の様子

<条例の内容>

本条例制定案は、手話への理解を促進し普及させるための施策のほか、障がい者が情報を取得しやすく、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策などを、市が方針を作成したうえで推進するよう定めたものである。

特殊詐欺の撲滅に向け「即効性の高い取組の実施」と 「特殊詐欺を起こせないまちの形成」を求める決議



提出した
決議案



本会議で決議文を全文朗読する様子

市内の特殊詐欺の被害状況は、昨年、大阪府警察本部の警察署管内で本市が被害件数、被害総額ともに最多となり、今年は昨年をさらに上回る被害が想定されます。本市における特殊詐欺被害の状況を深く受け止め、特殊詐欺被害の撲滅に向けた取り組みをより一層推進することを求め、全会派で共同提案した決議を本定例会最終日の10月10日の本会議において、全員賛成で可決しました。

<決議の内容>

本年8月に本市と吹田警察署が「特殊詐欺集中対策本部」を設置し、市内金融機関等と連携し、緊急かつ集中的に特殊詐欺防止の取り組みを実施している。現在実施中の市等による特殊詐欺防止の取り組みへの全面的な支援を表明するとともに、市に対し、「本取組の着実な実施による即時的な効果」とそれに伴う「特殊詐欺犯罪を起こせないまちの形成」を求め、その成果を吹田市内外にも発信し、「吹田モデル」として大阪府内の自治体などにも波及させることを要望する。